

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ギニア人権報告書 2018 年版

概要

ギニアは、数十年にわたる権威主義体制から立憲民主共和国への移行の初期段階にある。2015 年にアルファ・コンデ(Alpha Conde)大統領は 58% の得票率で勝利した。この選挙は、概ね、自由且つ公正とみなされた。2013 年に議会選挙の最終投票が行われ、自由且つ公正であるとみなされた。2018 年 2 月に、当初は 2010 年に予定されていた州議会選挙が実施された。不正の申し立てもあったが、この選挙は、概ね、自由且つ公正であるとみなされた。選挙結果が公表されると国全域で抗議運動が勃発し、野党は、与党、ギニア人民連合(Guinean People's Assembly)は有権者の登録作業の不正に共謀したと主張した。2018 年末時点で、当選した議員の多くは就任していなかった。

交戦規則を厳格にし、街頭抗議運動での殺傷力の高い武器の使用を禁止したにもかかわらず、治安部隊の隊員は、文民統制の範囲を超えて行動することがあった。

人権問題には、民間人に対する治安部隊の過度の武力行使、政府の治安部隊による自白を引き出すための拷問疑惑、政府の治安部隊による恣意的な逮捕、政府のあらゆるレベルでの汚職の蔓延、稀にしか訴追対象にならない女性及び女兒に対する強姦及び暴力の頻発、強制婚及び早婚、同性間の性行為の非合法化、人身売買及び、児童の強制労働を含む強制労働などがあった。

政府当局の刑事免責は依然として問題であった。政府は 2018 年を通じて或いは過去数年にわたって、人権侵害を犯した公務員に対して起訴又は処罰の措置をほとんど講じなかった。

第 1 節 以下からの自由を含む、個人の完全性の尊重

a. 恣意的な生命の剥奪及びその他の違法な又は政治的動機に基づく殺人

政府又はその諜報機関が恣意的又は超法規的処刑を行ったとする報告が相次いで報告された。

2016 年にコナクリ市内で行われた平和的抗議行進でのチェルノ・ハミドゥ・ディアロの死及び 3 人の負傷に関する捜査は現在も続いていた。この死亡事案との関連で逮捕された警察官は未決拘禁中で、裁判は 2019 年 1 月に再開廷される予定である。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2009 年に治安部隊が少なくとも 150 人の反対派のデモ参加者を殺害し、100 人を超える女性及び女兒を強姦したスタジアムでの大虐殺を含め、過去数年間に国家主体が実行した虐待行為は、絶えず刑事免責の対象になっている。この大虐殺を首謀した容疑で起訴された 2 人 -- クロード・ピヴィ(Claude Pivi)大尉及びムサ・ティエグボロ・カマラ(Moussa Tiegboro Camara)大尉 -- は政府高官の地位に留まっていた。司法審査の末、起訴を取り下げられた関係者の 1 人、マスリン・バンゴウラ(Mathurin Bangoura)将官は、現在もコナクリ州知事を務めている。

2017 年 12 月に、司法相は、2009 年 9 月の大虐殺で実行された犯罪の長年にわたる調査の終了を発表した。同相は、加害者の裁判の計画的実施に向けた運営委員会の設立も発表した。12 人の委員で構成されるこの委員会の任務は、裁判の流れを調査し、その概要を説明することである。この委員会は、被害者に対する賠償機構の設立等の、大虐殺をめぐる他の問題にどう取り組むかの決定も任されている。伝えられるところによれば、当局は、治安部隊が共同墓地に埋めたとされる遺体を掘り起こす措置を講じなかった。2018 年末時点で、委員会の進捗状況は依然として不明であった。

b. 失踪

政府当局による又は政府当局のための新たな失踪は報告されなかった。

政府は、2009 年のスタジアム大虐殺で発生した、民主主義を支持する抗議デモ参加者多数の失踪について責任を問われた軍事政権時代の加害者の調査を終了し、この加害者の裁判の計画的実施に向けて運営委員会を設立したと発表した。2009 年 9 月の被害者協会(Association for the Victims of September 2009)の推計では、現在も 84 人が行方不明であり、死亡したと考えられている。

c. 拷問及び、その他の残虐、非人間的な又は品位を傷つける扱い又は処罰

憲法及び法律は、拷問及びその他の残虐、非人間的な若しくは品位を傷つける刑罰を禁じているが、複数の人権監視団体によれば、政府関係者はかかる慣行を相次いで利用しており、それに対する刑事責任を免れている。2016 年に、国内法と拷問に関する国際条約を調和させる新たな刑法が公布された。

刑務所内及び司法警察や憲兵隊の拘禁施設内では、収監者の虐待がこれまでどおりに行われていた。「司法警察員」(OPJ)に指定された憲兵及び警察官は、自白を強要するために日常的に被拘禁者を虐待した。人権活動家は、最も悲惨な虐待は、逮捕時又は憲兵隊の拘禁施設

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

内で起きたと指摘した。複数の人権擁護団体の指摘によれば、不服申立者は頻繁に虐待の証拠を提示しているが、刑務所長はこの不服申立てを調査しなかった。複数の非政府組織(NGO)によれば、看守は子供を含む被拘禁者を虐待し、一部の女性には、待遇の改善の見返りに性的関係を強要したということである。

2012年に、2つの市民社会 NGO は、2010年にハムダライ(Hamdallaye)憲兵隊施設で行われた恣意的拘禁及び拷問について16人を代表する不服申立てを提出した。この裁判は、2018年4月に漸く始まった。被告には、軍の元参謀総長及びコナクリ州全知事が含まれた。被告らは、2010年におよそ17人を逮捕及び拷問した罪で告発された。

d. 刑務所及び拘禁施設の状態

民間刑務所は司法省の監督下にあるが、その状況は依然として過酷で且つ生命を脅かすものであった。刑務所制度全体において、虐待、劣悪な衛生設備、栄養失調、病気、不十分な治療が拡がっており、憲兵隊及び警察の拘禁施設はさらに劣悪であった。

物理的状況： どの刑務所でも、過密状態は依然として問題であった。EU 出資の現地調査では、刑務所の管理及び運営は依然として不備が多いことが明らかになった。政府系の社会復帰プログラムはなく、この活動は NGO が行っていた。中央刑務所の新設に向けたスペイン政府のプログラムは、請負業者がスペインのプロジェクト資金を横領した罪で有罪になったために中止された。

当局は未成年者を、刑務所及び拘禁施設の別の区画に収容した。建物の金属製の屋根の下にある上段の寝台は暑すぎるため、未成年者は鉄製の寝台の上段にマットレスを敷かず寝たり床の上に寝たりした。刑務官は未決拘禁者と受刑者を分離せず、この刑務所制度により、逮捕後に未決拘禁者を追跡できなくなることが多かった。

コナクリ刑務所を除く 2 つの主要な刑務所及び憲兵隊の拘禁施設では、男性と女性と一緒に収容された。少年の拘禁施設系はなく、首都以外の刑務所では、刑務官は、概ね、未成年者を成人と一緒に収容した。憲兵隊の拘禁施設では、成人男性、女性及び児童と一緒に収容され、女性は監房の外の廊下で寝ることもあった。暴力及び雑務のために看守への賄賂が必要であることは、依然として問題であった。

刑務所では、医療従事者及び医薬品の不足に栄養失調及び脱水症が重なって、命にかかわる感染症及び疾病が発生した。脚気の患者の記録はあったが、収監者の死亡について調査されることはほとんどなかった。国内 31 箇所の刑務所のうち 2 箇所だけは常勤の医師及び医療

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

スタッフが常駐していたが、適切な医薬品及び資金は不足していた。コナクリ中央刑務所 (CCP) には、広さ 15 フィート×30 フィートの病人区画があり、およそ 30 人の患者が詰め込まれていた。収監者は、家族、慈善団体又は NGO が持ち込む医薬品に依存していたが、面会者は、たいてい、収監者に薬を渡すために賄賂を支払わなければならなかった。被拘禁者の死亡事案が複数報告された。2018 年 9 月現在、CCP で死亡した収監者は 9 人であった。死亡に至った状況は不明なままであった。管理の不行き届き、放置及び資源不足は常態化していた。トイレは機能しておらず、被収容者は衛生目的で使用される空間で睡眠及び食事を取った。飲料水もシャワー用の水も十分に利用できない状態であった。刑務所の多くは元倉庫で、換気設備がほとんどなかった。温度は息苦しくなるほど高く、電気は不足していた。

複数の NGO の報告によれば、栄養失調は刑務所制度全体にわたって蔓延していた。当局は CCP に食糧を提供していたが、刑務所長の多くは収監者に対する食事の提供を慈善団体、赤十字国際委員会(ICRC)及び NGO に依存していた。2011 年に、CCP は全ての収監者に 1 日 2 食の食事を提供するようになったと主張したが、複数の NGO の報告によれば、コナクリ中央刑務所でも他の刑務所でも、収監者に与えられる食事は 1 日 1 回だけで、多くは自分の家族又は他の外部提供者が差し入れる食糧に頼っていた。刑務所に通う苦労と費用により、また、看守が食糧の差し入れについて賄賂を要求することが多く、払ってもたいていは没収されることを理由に、親族は収監者を見捨てることが多くなっていた。

2018 年 5 月に、保健省及び司法省は、国家公衆衛生制度の一環として、刑務所保健戦略を全国規模で策定することに合意した。

ギニアの国連人権高等弁務官事務所及び国内 NGO によれば 法廷審理を待つ間、被拘禁者を最大 2 日間収容するための憲兵隊の収容施設の状況は、刑務所よりもはるかに劣悪であった。かかる「一時的な」拘禁は、数日間から数ヵ月間続く可能性があり、施設には食事又は治療を提供する体制が確立されていなかった。刑務所と同様に、憲兵隊の拘禁施設もはじめじていて悪臭を放っていた。政府は、人身保護令状を日常的に停止した。

民間刑務所は司法省の管理下にあったが、場合によっては、収監者が監房の割振りを管理し、経済力のある収監者を条件的に優遇することもあった。刑務所の管理者及び拘禁施設の憲兵の報告によれば、司法省の命令と直接矛盾する場合でも、所属する軍又は憲兵隊の上官の指令を聞き入れたということである。看守が裁判所命令を無視し、賄賂を受け取ってから収監者を解放したという噂が流れた。

運営： 刑務所当局は、虐待又は刑務所の非人間的な状況の信頼できる申立てを調査しなかった。司法省の刑務所監察長官は、苦情処理を担当していたが、これは稀にしか行われなか

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

った。受刑者及び被拘禁者は、不服申し立てを提出する権利を与えられているが、看守又は憲兵による報復の可能性を理由に、ほとんど提出しなかった。収監者は弁護士を使って不服申し立てを提出しなければならないが、弁護士は不足していて、高額であった。現地 NGO、全ての人に平等の権利(Equal Rights for All)(MDT)によれば、CCP 以外の刑務所では宗教礼拝が制限された。

独立した機関の監視： 政府は、深刻な困窮者に医療及び食糧を提供している現地の人道支援組織及び、宗教団体が刑務所を視察することを許可した。ボランティア及び宗教団体はもとより、現地 NGO--MDT 及び難民・避難民・被拘禁者支援協会(Association for the Support of Refugees, Displaced Persons, and Detainees)等--も、定期的且つ自由に CCP に立ち入る機会を得た。ICRC は民間刑務所及び拘禁施設を定期的に訪れる機会を与えられ、民間刑務所の状況改善に向けて、刑務所及びその他の治安当局との共同事業を相次いで行った。政府は、憲兵隊が運営する収容施設への国際機関及び NGO の立ち入りも許可した。

国防省の監督下にある軍刑務所の状況は、政府が刑務所擁護団体及び国際機関の立ち入りを拒否したため、検証できなかった。軍当局は、軍刑務所には民間人を収容していないと主張したが、これまでの事例はこの主張と矛盾していた。複数の報告によれば、カサ島(Kassa)の駐屯地には刑務所が設置されているということだが、当局は独立した機関の監視を許可することを拒んだ。

国際連合によれば、2017 年に報告された、ギニアの警察平和維持部隊員に対する性的搾取及び虐待の申し立ては係属中であった。治安省の報告によれば、当該個人は懲戒免職処分を受けたということである。この事案は、コンゴ民主共和国国連組織安定化ミッション(UN Organization Stabilization Mission)で派遣された警察官が関与した性的搾取(取引き上の性交渉)を申し立てるものである。国連の資金供給は停止され、国連及びギニア政府による調査が続いていた。

恣意的逮捕又は拘禁： 憲法及び法律は恣意的逮捕及び拘禁を禁じているが、政府はこの禁止条項を遵守しないことがあった。

個人がその逮捕又は拘禁の合法性に異議を唱える権利は法の定めるところであるが、遭遇する困難な問題を理由に、この選択肢を選択する被拘禁者はほぼいなかった。

警察及び治安機構の役割

憲兵隊は国防省の監督下にある、国家警察は安全保障省の監督下にある。憲兵隊及び国家警

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

警察はいずれも国内の治安に責任を負うが、警察官又は軍兵員を逮捕できるのは憲兵隊だけである。軍は対外安全保障を担当するが、国内の治安にも機能を発揮する。

犯罪防止局(Anti-Criminal Bureau)及び、薬物及び組織犯罪撲滅特殊業務担当大統領統括事務局 (Secretariat General of the Presidency in Charge of Special Services in the Fight against Drugs and Organized Crime)等の特殊警察又は憲兵部隊もある。特殊な犯罪は、OPJ --捜査技術の特別な訓練を受けた警察と憲兵の混合部隊--が調査する。

治安部隊が暴力の防止又は対応に失敗した例が複数あった。警察はほぼ効力がなく、薄給で、装備も不十分であった。治安部隊が命令を無視し、たいていは、適切な訓練及び装置を施されていないために、過度の暴力に頼った報告が複数あった。

汚職は依然として蔓延していた。警察に対する運営管理機関は無力で、治安部隊は刑法をほとんど遵守しなかった。警察は腐敗しており、役立たずで危険な存在であるという共通認識に起因して、犯罪を通報する被害者はほとんどいなかった。

政府は、制服の規格化、身分証明書の提示及び偽治安職員の排除に焦点を当てた警察改革を引き続き実施した。新設された警察大学校は、新任の研修生の職務訓練及び警察官の現任訓練を行った。憲兵隊の訓練及び装備は相次いで改善された。政府は抗議デモに対する交戦について厳格な規則を定め、凶器に頼るのではなく、警察署を含む器物損壊を許可する服務規程を設けた。

治安部隊による虐待に対する警察内外の調査機構は限られていた。活動できる機構は、政府の能力の低さ及び無力な司法系統に起因して効果を発揮しなかった。

政府の刑事免責は依然として広範囲にわたる問題であり、政府は、虐待を実行した職員の訴追又は処罰に向けた措置をほとんど講じなかった。

逮捕手続き及び被拘禁者の扱い

逮捕状は法律で義務付けられているが、警察はこの手順に従わないことがあった。被拘禁者は法の規定により、48 時間以内に治安判事に起訴されなければならない。この時間は裁判官が許可する場合は、1 回変更できる。しかし、被拘禁者の多くはこれより長い期間拘束された。当局は、ほぼ全ての被収容者を無期限に且つ審理を行わずに国内 3 箇所の主要な刑務所に収容した。国の安全保障に関わる事案では、拘禁期間は、法により 96 時間に延長することができる。この期間は 1 回変更できる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

個人は、法律により、午後 9 時から午前 6 時までの間は自宅で逮捕されてはならないが、上記の時間帯の夜間の逮捕は複数発生した。起訴後、被疑者は上訴期間を含め、訴訟が結審するまで拘禁されることがある。当局は 48 時間以内に被拘禁者に起訴内容を通知しなければならない。当局は、弁護人を依頼する権利を被告に与える規定を日常的に無視し、貧しい被告人に国選弁護人を選任しなかった。

隔離拘禁は法律で禁じられているが、実際には発生した。保釈は当該訴訟の裁判権を与えられる治安判事の裁量に任される。被拘禁者は、法により、家族との迅速な接見を許されるが、この権利は拒否される又は家族が看守に賄賂を支払うまで制限されることがあった(第 1 節 c を参照)。

恣意的逮捕： 逮捕は令状なしで且つ、法に定める適正手続きに違反して行われるものが多かった。警察は野党党員を恣意的に逮捕及び拘禁した。当局は、血縁者が犯した犯罪容疑でその家族成員も逮捕した。

例えば、2018 年 6 月にコナクリ市郊外で発生した死亡交通事故で、運転手は事故後逃亡し、警察の手から逃れようとした。警察はこれを受けて、母親を含む運転手の家族成員を数人逮捕した。家族はコナクリ中央刑務所に拘禁された。警察によれば、これは運転手を出頭させる手段であった。

未決拘禁： 収監者の問題に取り組むある NGO によれば、2016 年の司法部門の改革により、未決拘禁期間は 65%短縮された。この進展にもかかわらず、未決拘禁者は刑務所人口全体の 60%を占めた。この改革によって、これまで高等裁判所に与えられていた責任の多くが下級裁判所に委譲され、その結果審理対象になる事案件数が増大した。司法省は、未決事案の再審査も命令した。これによって、釈放される収監者が増えた。

e. 公正な公判の拒否

独立した司法は憲法及び法律の定めるところであるが、司法制度は資金も独立性も乏しく且つ、汚職が蔓延していた。予算不足、資格を有する弁護士及び治安判事の不足、旧式且つ制限的な刑法、縁者贓賈及び民族的偏見によって司法の効力は制限された。国内の裁判所命令は執行されないことが多かった。例えば、裁判所によって釈放された収監者の中には、看守に「出所料」を支払えなかったために刑務所内に留まった者もいた。これに対し、政治家のコネがある犯罪者は、たいてい、訴追を免れた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

司法の腐敗を警戒する又は他に選択肢がない民間人の多くは、村又は都市部の近隣レベルでの伝統的な司法制度を頼みにした。訴訟当事者は、村長、近隣の指導者又は「賢者」評議会にその民事訴訟を提起した。正規の司法制度と非公式の司法制度の境界線は曖昧で、当局は、全ての当事者の承諾を確実に得るために正規の制度から伝統的な制度に事案を委託することがあった。同様に、伝統的な制度で全当事者が納得するように解決しなかった事案は司法の判断を仰ぐために正規の制度に付託されることもあり得る。伝統的な制度では、女性が提出した証拠は軽視された。

裁判手続き

裁判は公開制で、被告は出廷する権利及び適時に弁護士に助言を求める権利を与えられる。検察当局は、証言及びその他の証拠を含む事件簿を作成し、その謄本を被告人に提供する。被告人は検察側の証人と対決して反対尋問を行う権利及び、被告側の証人を出廷させ、被告のために証言させる権利を有する。被告人の推定無罪、裁判官の独立、法の前での国民の平等性、被告人が弁護士の助言を求める権利(ただし、重大事件に限る)、判決に上訴する権利は法の定めるところであるが、上記の権利は遵守されないことがあった。

当局は、被告に罪状を伝えなければならない。被告は必要に応じて、通訳の支援を無償で受ける権利を有する。当局は 48 時間以内に被告を起訴する又は釈放しなければならないが、当局はこの要件を遵守しない場合があった。被告は抗弁を準備するための時間は十分に与えられたが、弁護人を雇う機会等のそれに向けた方策は十分与えられなかった。事案の大半は審理されなかった。当局は、被告人を(罪状に応じて)4 ヶ月から 1 年を超えて未決拘禁してはならない。当局は、被告人の上記の権利を拒否することが極めて多かった。

政府は、重大な刑事事件では法的弁護の費用を賄う責任があるが、この目的で公的資金を支出することはまずなかった。被告側に弁護人がいる場合でも、報酬を受け取らないことが多かった。当局は被告側の弁護人が依頼人に接見する機会を許可したが、たいていは、刑務所の看守又は憲兵が立ち会う条件付きであった。被告は、法の定めにより、証言又は自白を強要されない権利を有するが、拘禁施設内での拷問又はその他の苛酷な扱いによって、この保護条項は無効化した。

政治犯及び政治的理由による被拘禁者

政府は「政治的威圧」として複数の個人を逮捕又は召喚したが、その後間もなく釈放した。政府は、ICRC がかかる個人に定期的に面会する機会を許可した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2017年3月に、最高裁判所は、2011年の大統領官邸攻撃における共謀罪でファトゥ・バディアール(Fatou Badiar)に禁固15年、アルファ・ウマル・ボッファ・ディアロに終身刑を宣告した高等裁判所の2013年の評決を覆した。当局は、長期にわたる遅延の末、2018年4月にこの事案を再開した。

民事上の訴訟手続及び救済方法

人権侵害について損害賠償を求める訴訟を含め、民事事件における訴訟手続は法律で規定されている。訴訟手続は、独立性及び公平性に欠けていた。判決は、賄賂及び政治的又は社会的地位の影響を受けることが多かった。治安部隊員の訴追に対する社会不安及び、司法の権限と公平性に対する不信感もあって、人権侵害について損害賠償を求める訴訟はほとんど発生しなかった。国内の裁判所命令は、執行されないことが多かった。2012年、2013年及び2014年に、民事の--拷問の不服申し立てから無期限の拘禁まで多岐にわたる--訴訟を起こしたNGOの主張によれば、事案の審理はまだ行われていなかった。NGOはそれ以降、不服申し立てを西アフリカ諸国経済共同体司法裁判所(Economic Community of West African States Court of Justice)に提出するようになった。

f. 私生活，家族関係，家庭生活，又は通信に対する恣意的な干渉

かかる行為は憲法及び法律で禁止されるが、伝えられるところによれば、警察はその私的利益に役立つ場合を含め、犯罪容疑者の訴追における法的手続きを無視した。当局は、時間帯に関係なく、自宅から連行し、所持品を盗み、釈放のために賄賂を要求することがあった。政府は、血縁者が実行した犯罪容疑で、その家族を相次いで処罰した。

第2節 市民的自由の尊重

a. 報道機関に対するものを含む表現の自由

報道を含む言論の自由は憲法及び法律の定めるところであるが、政府は報道の自由を制限した。

活字及び放送メディアの自由： 民間メディア及び野党系メディアは活発で、概ね、幅広い見解を表明した。低い識字率(41%)及び高額な新聞代により、活字メディアの届く範囲は制限された。ラジオは、引き続き国民にとって最も重要な情報源であり、多数の民間ラジオ局が全国放送を行っている。FMラジオ局の視聴者参加番組は人気があり、国民はこれを通じて政府への不満を表明することができた。多様な見解に対する要求の高まりを反映して、オ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

オンラインニュースサイトの数は増加したが、中傷及び事実の主張は、放送中止及び罰金を含む政府による報復を招くことがあった。

2017 年 11 月に、ジャーナリスト集団は、アルファ・コンデ(Alpha Conde)の死去を公表したとして逮捕された Gangan Radio TV Group のコーディネーターの釈放を要求した。ジャーナリストはこの逮捕は恣意的であり、根拠がないと主張した。コナクリ市のマタン(Matam)拘禁施設で発生した抗議運動で、ジャーナリストと憲兵の衝突が発生した。憲兵は一部のジャーナリストに怪我を負わせ、その機材を破壊した。

暴力及び嫌がらせ： 政府及び警察機関と密接に関係する政党、ギニア人民連合(Guinean People's Assembly)(RPG)の議員によるジャーナリストへの物理的攻撃、嫌がらせ及び脅迫が複数報告された。

検閲又は内容の制限： 政府は、政府関係者及びその行動を批判した報道機関及びジャーナリストを処罰した。

一部のジャーナリストは、政府関係者が不当な圧力及び賄賂でその報道の論調に影響を及ぼそうとしたことを非難した。ボディガードを雇ったジャーナリストもいた。ジャーナリストの多くは、自己検閲を行った。

2017 年 11 月に、通信最高機関(Communications High Authority)(HAC)は、ラジオ・フランス・アンテルナショナル及び AFP 通信の特派員、ムクタール・バー(Mouctar Bah)の認可を 2019 年 2 月まで停止した。これは、国防相が提出した名誉棄損の不服申し立てに対する HAC の対応措置であった。同相は、コナクリ市で発生した軍を巻き込んだ暴力に関するバーの報道は、ジャーナリストの倫理規則に反すると主張した。

文書／口頭誹毀法： 国家元首の文書誹毀、口頭誹毀及び虚偽の報道には、重い罰金が科せられる。政府関係者はこの法律を用いて、野党幹部に嫌がらせを行った。

インターネットの自由

政府は、インターネットアクセスの制限又はインターネットアクセスの妨害或いは、オンラインコンテンツの検閲を行わなかった。政府が正当な法的権限なしに個人のインターネット通信を監視したという確かな報告はなかった。国際電気通信連合によれば、2017 年のインターネット使用者は人口の 11%を占めた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

学問の自由及び文化行事

政府は、学問の自由又は文化行事については制限しなかった。

b. 平和的集会及び結社の自由

平和的集会及び結社の自由は憲法の定めるところであるが、政府はこの権利を尊重しないことがあった。

平和的集会の自由

平和的集会の自由は憲法の定めるところであるが、政府はこの権利を制限した。倫理性又は人種的特徴を扱う会合又は、「性質上、国家統一を脅かす」集会は法律で禁止されている。政府は、公共集会について、72 就労時間の事前通知を義務付けている。当局は、社会秩序の脅威になると考えられる場合は、法により、抗議デモ又は集会を禁じることを許される。当局は、暴力又は器物損壊が発生する場合には、イベント主催者に刑法責任を負わせることも許される。

政府は、自由を求める平和的集会の権利を尊重しなかった。2018 年 8 月に、政府は政治的抗議運動に対する全面禁止を発表した。

2018 年 2 月に、治安部隊は、平和的抗議デモに参加し、政府と教職員組合の対話を要求した市民社会活動家 15 人を逮捕した。このデモ参加者はその後釈放された。抗議デモの--たいていは劣悪な公益事業に抗議する--参加者を解散させるための警察による過度の武力行使によって、複数の死傷者が発生した(第 1 節 a を参照)。

2013 年及び 2015 年の政治的合意の一部では、50 人を超える死者を出す結果となった 2012 年及び 2013 年の政治的暴力を調査し、加害者を処罰し、犠牲者を補償することを約束した。2018 年末時点で、政府は上記の約束に対する措置を一切講じていなかった。

結社の自由

結社の自由は憲法の定めるところであり、当局は概ねこの規定を尊重した。公的、社会的、文化的、宗教的又は政治的結社の公認を得るための要件は厄介なものではなかったが、官僚的遅延で登録が遅れることはあった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

c. 信教の自由

www.state.gov/religiousfreedomreport/で、米務省の *世界の信教の自由報告書* を参照、。

d. 移動の自由

国内移動、海外渡航、海外移住及び帰還の自由は憲法及び法律の定めるところであり、政府は、上記の権利を概ね尊重したが、金銭を巻き上げる目的で設置された検問用バリケードで通行者を拘束し、通行者の自由な移動を妨害し、身の安全を脅かす警察及び治安部隊の行為は相次いで発生した。政府は、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及びその他の人道組織と協力して、難民、無国籍者及び庇護希望者に保護及び支援を提供した。

国内移動： 政府は、18 歳以上の全ての国民に国民証書を携行することを義務付けており、国民は検問所で要求があり次第提示しなければならなかった。

2012 年に政府は、幹線道路上に設置した検問用バリケードの全面撤去を発表したが、国境沿い及びコナクリ州内の特定の戦略的ルート上にある主要な検問所は維持すると宣言した。しかし、警察及び憲兵は、コナクリ市内全域及び国内全域に検問所を無作為に設置し、運転者に「通行料」又はその他の違法な料金の支払いを日常的に要求した。警察及び憲兵は、これらの検問所で通行者の所持品を略奪し、殴打することもある。殺害すると脅したこともある。政府高官は、このような慣習が続いていることを認識していたが、それを止めさせる力はないと主張した。

難民の保護

ギニアは、コートジボワール、リベリア及びシエラレオネを含む近隣諸国からの難民を受け入れた。2017 年 1 月現在、UNHCR が記録した懸念される人々は 5,300 人で、大多数はコートジボワール人難民である。エボラ出血熱の終息により、コートジボワール国境が再開され、UNHCR は自主帰還を開始した。

庇護を求める権利： 庇護又は難民の地位の付与は法の定めるところであり、政府は難民に保護を提供するための制度を制定した。

無国籍者

シエラレオネを出自とする事実上の無国籍者は、数百人に上る。上記の無国籍者はギニアの市民権の基準--ギニアでの出生、婚姻、帰化又は世襲--のいずれも満たさなかった。UNHCR

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

によると、これらの難民は、シエラレオネ政府が難民に対する終止条項を発動した後、本国への帰還及び第一次庇護国における定住のいずれも要請しなかったということである。難民キャンプの廃墟で生活している者もいれば、キシドゥグ(Kissidougou)県の元難民居住地からギニア北東部にある人力金採掘地に移動した者もいた。

第3節 政治プロセスに参加する自由

国民がその政府を秘密投票により且つ、普遍的で平等な参政権に基づいて行われる自由且つ公正な選挙で選択できることは、憲法及び法律の定めるところであるが、ギニア国民は、この選択権の実践を制限された。

選挙及び政治参加

最近の選挙： ギニア政府は 2013 年に議会選挙を実施した。不正の申し立てもあったが、この選挙は、概ね、自由且つ構成であるとみなされた。

2015 年に、アルファ・コンデ大統領は 58% の得票率で再選を果たした。不正の申し立てもあったが、この選挙は、概ね、自由且つ構成であるとみなされた。

2018 年 2 月に、何度も先送りされた地方議会選挙が実施された。不正の申し立てもあったが、この選挙は、概ね、自由且つ構成であるとみなされた。

政党及び政治参加： 登録要件以外の政党結成に関する公的な制限はないが、政党は単独の地域又は民族を代表することはできない。

女性及び少数派の参加： 女性又は少数派に属す個人の政治プロセスへの参加を制限する法律はなく、女性は実際に参加したが、複数の観測筋によれば、女性の政治参加に対する文化的制約はあった。総勢 34 人の閣僚のうち女性閣僚は 4 人であった。114 人の議員で構成される国民議会の代議士を務める女性は 25 人であった。国民議会で議席を争う政党は全て、選挙法により、立候補者の少なくとも 30% を女性にしなければならないが、2018 年に憲法裁判所はこの法律は差別的だと裁定した。

第4節 汚職及び政府内の透明性の欠如

公務員による汚職に対する刑事罰は法律で規定されているが、政府はこの法律を事実上実施しなかった。政府職員は頻繁に腐敗行為に加担したが、刑事責任を問われなかった。政府

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

職員は、公的資金を私的用途又は、政府職員用の高級車の購入等の違法な公的用途に流用した。土地の売却及び業務契約は、総じて、不透明であった。2004年に、大統領令により国家汚職防止庁(National Anti-Corruption Agency)(ANLC)が設立された。ANLCは、大統領の直属下に置かれる、汚職撲滅を専門とする唯一の国家機関である。ANLCは2017年の新たな大統領令により施行された。新規の汚職禁止規定では、ANLCに対する法的授権が明確に示されたが、同庁は依然として、資金も職員も不十分であった。

政府の腐敗は相次いで発生したが、ANLCが公表した年次報告書には、その調査に基づく訴追の言及はなかった。

汚職： 治安部隊による汚職が蔓延していた。警察及び憲兵は法的手続きを顧みず、検問用のバリケード、刑務所内及び拘禁施設内で民間人から金銭を巻き上げた。政府は、道路上の検問所の数を減らしたが、業者、小規模事業者、運転手及び乗客は通過するためにやはり賄賂を支払わなければならなかった。複数の観測筋によれば、収監者は最良の見返りに看守に金銭を渡した。

ベルギーの刑事裁判所はマリアマ・カマラ(Mariama Camara)農業相を汚職罪で告発し、被疑者不在のまま同氏に有罪判決を下した。2018年6月に、裁判所は、同相に執行猶予付き禁固20ヵ月、罰金12,000ユーロ(13,790米ドル)及び300,000ユーロ(344,830米ドル)相当の財産没収を言い渡した。ギニア政府は、この有罪判決後にいかなる措置も講じなかった。

司法部門の改革に付随して、治安判事の給与の引き上げが実施され、判事の汚職事案を扱うための高等司法評議会 (High Council for the Judiciary)が設立された。

実業界のリーダーは、規制に関する手続きが不透明で、汚職を助長していると断言した。

資産公開： 公務員は資産公開に関する法律の対象にならない。公務員は非公開資産明細の提出を義務付けられているが、この要件が尊重されたことはこれまでない。選挙法は、国民議会の議員又は候補者であることを条件に、特定の種類の金融活動を禁じている。議員又は候補者は、外国企業、最高経営責任者(CEO)、CEOの代理又は国営企業の社長又は、国営企業の株主又は国の補助金若しくはその他の給付に依存する企業の株主から金銭を授受してはならない。国民議会議員は上記の規則に反して、国の歳入を着服しては、国民が支払う授業料で資金を賄う学校運営等の自身の事業を支援した。当局は、与党を支持しなければ国の助成金を削減すると言って、一部の国民議会議員を脅迫した。

第5節 国際組織及び非政府組織の人権侵害の申し立て調査に対する政府の姿勢

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

国内外の一部の人権擁護団体は、人権侵害を監視し且つ、これに関する情報の拡散に向けて努力した。NGO は、概ね、政府の制限を受けずに活動した。NGO は3年毎に政府の許可証を更新することを義務付けられている。

政府は、人権問題について NGO と会談し、NGO の話に耳を傾けることには意欲的であったが、NGO の要求又は提言に従って行動することはあまりなかった。2009 年9月のスタジアム大虐殺の審理に備えた監視委員会には市民社会も組み込まれたが、この大虐殺との関係で起訴された政府職員の免職又は休職処分を求める人権擁護団体及び国際社会の要求を、政府は相次いで無視した。

政府の人権擁護団体： 2015 年の大統領選挙後の内閣改造で、人権・公衆の自由省(Ministry of Human Rights and Public Freedoms)は消滅した。同省は、人権意識の促進及び刑事免責の撤廃を目的として 2012 年に政府が設立した組織だが、独立した人権委員会を求める憲法上の要件に適合しなかった。

独立からこれまでに行われた人権侵害に関する和解を促進するために 2011 年に設立された国民和解のための暫定委員会 (Provisional Commission for National Reconciliation)は、2016 年に、永遠の真実・和解委員会を設立する勧告を記載する最終報告書を発表した。2018 年9月現在、この委員会の創設に向けた具体的な進展はなかった。

2014 年に政府は 2010 年の憲法第 16 条を履行し、独立国家人権機関(Independent National Institution for Human Rights)を設立した。この機関は、設立された時点で法律に記述された機関と異なるという理由でその発端から物議を醸したが、その信頼性を確立するために努力を続けていた。

第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

女性

強姦及び家庭内暴力： 強姦及び家庭内暴力は法律により非合法化されているが、いずれも頻繁に発生し、当局はめったに加害者を訴追しなかった。この法律には配偶者による強姦を扱う条項はない。強姦は5年以上20年以下の禁固刑に処される。上記の犯罪の被害者申告率は1%未満であった。これは、慣習、不名誉及び報復に対する恐怖及び、捜査に対する警察又は憲兵隊の非協力的態度に起因する。複数の調査によると、民間人の被害者は、警察が被害者に捜査の対価を支払うよう要求するのを恐れて犯罪を報告したとらないということ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

である。

当局は、2 年以上 5 年以下の禁固刑及び、50,000 ギニア・フラン(GNF)以上 300,000GNF 以下(5.50 米ドル以上米 33 ドル)以下の罰金刑を受ける一般的な暴行事件として起訴する場合がある。女性に対する暴力で傷害を引き起こすものは、5 年以下の禁固刑及び 30,000GNF (3.30 米ドル)以下の罰金に処される。当該の傷害に起因して手足の切断又はその他の身体の一部の損失が発生する場合は、禁固 20 年、被害者が死亡する場合は終身刑に処される。暴行は民法の下に離婚の理由になるが、警察が家庭内紛争干渉することはまずなく、裁判所が加害者を処罰することはほぼなかった。

女性器割礼／切除(FGM/C)： FGM/C は法律で禁じられているが、ギニアの普及率は極めて高い。ユニセフの 2018 年の報告によれば、ギニアでは 15 歳から 49 歳の女性及び女兒の 96%がこの処置を受けていた。これは、国全域、特に、宗教集団及び民族集団では全面的に実践されていた。またユニセフの報告によれば、実施率はおおよそ 50%まで大きく減少した。処置後 40 日以内に被害者が死亡した場合は、刑法の規定により、最高で終身刑又は死刑に処される。児童法では、重篤な創傷又は死亡を被らせない加害者に対し、3 ヶ月以上 2 年以下の禁固刑及び 300,000GNF 以上 100 万 GNF 以下(33 米ドル以上 110 米ドル以下)の罰金を規定している。児童法の規定では、被害者が重傷を負う又は死亡する場合には、5 年以上 20 年以下の禁固刑及び 300 万 GNF(330 米ドル)以下の罰金に処される。

政府は NGO とも協力して、FGM/C の根絶及び、この慣行の危険に関する医療従事者、公務員及び国民の啓発に向けて努力した。国内 60 箇所を超える医療施設が、胎児検診、新生児健診及び予防接種サービスに FGM/C の防止活動を取り入れていた。医学的に熟練した職員が以前より衛生面が向上した条件下で FGM/C を行う傾向は引き続き見られた。この慣行の「医療化」は、この処置が健康に与える悪影響を一部低減した可能性があるが、健康リスクを全て排除したわけではなく、逆に、この慣行の廃止に向けた有効且つ長期的な解決策の策定を遅らせることにもなった。

伝えられるところによれば、FGM/C 根絶活動は 39 件の切除を未然に防いだ上、9 人が逮捕され、このうち 5 人が有罪判決を受けるという成果につながった。ユニセフによれば、割礼をまだ受けていない 14 歳未満の女兒 11,190 人は、保護 NGO の恩恵に授かったということである。これは、女兒及び若い女性の割礼の継続に全コミュニティが反対の決定を下すという形で示された。ユニセフは、この問題について現地住民を感化する意図で、国内 40 箇所のコミュニティで FGM/C に関するコミュニティ対話を実施した。

セクシャルハラスメント： 2014 年の労働法は、セクシャルハラスメントを含む、職場に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

おけるあらゆる形態の嫌がらせを禁じている。憲法は、性別、人種、民族、政治的意見又はその他の理由での嫌がらせを禁じている。頻発しているにもかかわらず、2018 年 9 月時点で、労働省に記録されたセクシャルハラスメントの事案はなかった。2016 年刑法は、セクシャルハラスメントの刑罰を定めている。

人口抑制の強制： 強制中絶又は不本意な不妊手術の報告はなかった。

差別： 女性は、法の規定により、相続、財産、雇用、信用及び離婚を含め、男性と同じ法的地位及び権利を与えられない。労働法は、雇用における性差別を禁じている。女性はこれまで、伝統的な慣行により差別を受け、農村地域では特に、伝統的慣行が法律に優先することがあった。

政府は、一夫多妻が一般的であることを認識していた。離婚に関する法律は、総じて、親権の付与及び共有財産の分与において男性に有利であった。女性の法的証明は、イスラム教の戒律及び慣習法に従って、男性による証言よりも軽視される。

子ども

出生届： 子供は、国内での出生、婚姻、帰化、または世襲によって市民権を取得する。当局は、出生証明書のない子供が学校に通うこと又は保健医療を受けることを認めていなかった。

教育： 16 歳以下の子どもは全て、政府の方針により、初等義務教育を無償で提供される。女兒も男児も、あらゆるレベルの初等教育及び中等教育を等しく受ける権利を与えられていたが、初等教育の男子の就学率 66%に対し、女兒の就学率は 56%であった。政府の数字によると、中等教育の就学率は男子の 21%に比べて、女子は 11%であった。

児童虐待： 児童虐待は問題であり、法執行機関及び NGO は相次いで事案を記録した。児童虐待は街中で公然と行われたが、ほとどの事件も家族に顧みられることはなく、コミュニティレベルで取り組まれた。

早婚及び強制婚： 結婚の法定年齢は、男性は 21 歳、女兒は 17 歳であるが、伝統により 14 歳での結婚も許される。早婚は問題であった。2018 年を通じて、児童婚に関連する訴追の報告はなかった。

社会行動及び女性と子供の地位向上省(The Ministry of Social Action and the Promotion of

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

Women and Children)は、コナクリ市から少し外れたドゥブレカ県で、2 件の強制婚を阻止した。現地 NGO の Young Girls Leaders Club of Guinea Against Early and Forced Marriages は、11 人の結婚を阻止した。

子供の性的搾取： 子供の商業的性的搾取を含む、あらゆる形態の児童売買は、法の規定により 5 年以上 10 年以下の拘禁刑に処されるが、これは問題であった。合意の上の性行為の最低年齢は 15 歳である。15 歳未満の子供との性行為に対する刑罰は、3 年以上 10 年以下の禁固刑及び 200 万 GNF(220 米ドル)以下の罰金である。法律は児童ポルノも禁止している。上記の法律は規則どおりに執行されず、強姦を含む子供の性的暴行は深刻な問題であった。最も被害を受けやすいのは 11 歳から 15 歳の女兒で、強姦被害者の半分以上を占めていた。

居場所を失った子ども： 公式の統計データは入手できなかったが、特に都市部では多数の子どもが街頭で生活していた。子供はモスク、道端及び市場で物乞いをするが多かった。

施設に収容された子ども： ギニアには、登録された孤児院及び未登録の孤児院が多数あった。社会行動及び女性と子供の地位向上省によると、2017 年を通じて、国内 49 箇所の登録孤児院で 4,822 人の子供が養護されていた。孤児院での虐待が活字メディアで報道されることもあったが、信頼できる統計データは入手できなかった。当局は、エボラウイルスで家族を亡くした一部の子供を施設に収容した。

国際的な子の奪取： ギニアは 1980 年の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)の締約国ではない。

<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/for-providers/legal-reports-and-data.html> で、*国際的な親による子の奪取に関する国務省年次報告書*を参照。

反ユダヤ主義

ユダヤ人コミュニティは極めて小規模で、反ユダヤ的行動の報告はなかった。

人身売買

<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/> で *国務省の人身売買に関する報告書*を参照。

障害者

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

教育、飛行機での移動及びその他の交通機関、保健医療を受ける機会又はその他の公共サービスの提供における身体、感覚、知的及び精神障害者に対する差別は、法律で禁止されていないが、2015 年に、ギニア政府は、障害者に対する雇用差別を禁じる新たな労働法を採用した。この法律は、障害者のアクセシビリティを義務付けておらず、建物及び交通機関のアクセシビリティは依然として実現されていなかった。社会行動及び女性と子供の地位向上省は障害者の権利の保護に責任を負うが、無力であった。政府は障害児を普通学校に入れるための支援を提供しなかった。

国籍／人種／民族少数派

人口は多様であり、大きく分けて 3 つの言語集団及びこれより小規模の言語集団が固有の地域と一体化する状態になっている。人種又は民族的差別は法律で禁じられているが、民間企業の雇用形態、都市近郊の民族隔離及び、政治運動期間の民族的分断を煽るレトリックにおいて、あらゆる主要民族集団による差別が発生した。2018 年を通じて、特定の民族を標的にした暴力が発生した。

性的指向及び 性同一性に基づく暴力、差別、その他の虐待行為

同意による同性間の性行為は、法律により非合法化されており、禁固 3 年に処される。しかし、これに関する訴追は確認されなかった。政府は 2012 年に、同性間の性行為を含む道德違反について調査する部門を導入する意図で、女性・子ども・倫理保護局(Office for the Protection of Women, Children, and Morals)(OPROGEM)を再編した。差別禁止に関する法律は、レズビアン、ゲイ、両性愛、性同一性障害者及び性転換者(LGBTI)の人々には適用されない。

合意に基づく同性間の性行為については、根深い宗教的及び文化的なタブーが存在した。性的指向又はジェンダーアイデンティティに基づく差別に関する政府又は NGO の報告はなかったが、被害者は社会的な不名誉により虐待又は嫌がらせを報告しなかった可能性がある。活動中の LGBTI 組織はなかった。

HIV 及びエイズの社会的な不名誉

HIV 感染者を汚名から保護する法律は存在するが、政府は HIV／エイズ感染者の差別撤廃については、資金援助機関の活動に頼っていた。政府の努力は、医療従事者に対する給与の支給に限られていた。汚名を着せられた被害者の多くは、夫がエイズで死亡した後に家族から見捨てられた女性であった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

その他の社会的暴力又は差別

特に森林地帯では、白皮症（アルビノ）罹患者に対する差別が発生した。被害者については依然として憶測の域を出なかった。白皮症罹患者の権利を擁護する NGO は、白皮症罹患者に対する差別及び暴力に対する意識向上活動を継続した。

刑事免責及び司法制度に対する国民の不信感により、集団暴力は依然として国全体の問題であった。2018 年 8 月に、一団はボッファ刑務所(Boffa Prison)の正面玄関を破壊し、監房の扉を打ち砕き、別のタクシー運転手の誘拐罪で収監されていたタクシー運転手を殺害した。政府は被害者を保護することができなかった。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉の権利

労働者が独立した組合を結成し、それに加入する権利、ストライキに参加する権利及び、団体交渉する権利は法の定めるところであるが、上記の権利の自由な行使に制限を課す法律もある。2016 年に、政府は、ストライキを実施するために、労働組合が代表を主張する会社、地域又は同業者の労働者の 20%の支持を得ることを労働組合に要求する新しい労働法を採択した。新しい法律では、ストライキの 10 日前までに労働省に通知することを組合に義務づけているが、怠業は通知しなくても実行できる。ストライキは労働に関連する係争点にのみ許可されている。ストライキの法的権利がないことを理由に、このような許可は国家公務員、軍の兵員又は 臨時政府職員には認められていない。ストライキの権利はなかったが、公立学校の教員、港湾労働者及びその他の公務員はこれまでにストライキを強行したことがあり、政府の報復措置の対象にはならなかった。

労働組合幹部は、労働法により、組合に対する差別から保護される。雇用主は、労働法により、従業員の新雇用、解雇及び処遇に関する決定について、組合員であること及び組合活動を考慮に入れてはならない。労働法は、労働に関する決定に対して労働者が 30 日以内に訴えることも認めており且つ、組合活動を理由に解雇された従業員の職場復帰を規定している。

労働省の労働査察官室(The Office of the Inspector General of Work) は、法律で義務付けられる、合意による仲裁を監督している。雇用主は、特に、「必須業務」では、法的拘束力がある仲裁を課すことが多かった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

各労働違反に対する処罰は、罰金から禁固刑まで多岐にわたった。労働違反のうち刑法に組み込まれているのは、強制労働、違法労働者の密入国及び、組合の会合の妨害である。刑法では労働犯罪も定義されており、国益を損ねる又は企業秘密を盗む労働者及び雇用主への刑罰が記載されている。刑罰は違反を抑止するだけの十分なものではなかった。

政府は、準拠法を事実上、施行しなかった。資源及び検査は遵守を確保するには不十分で、刑罰は執行されなかった。行政及び司法手続きの遅延に関する情報は入手できなかった。

労働者組織は、概ね、政府又は政党の干渉から独立して活動した。当局は、結社の自由及び団体交渉権を尊重しないことがあった。

b. 強制労働又は義務労働の禁止

一部の種類の強制労働又は義務労働は法律で禁じられており、2016 年の刑法は債務労働を禁止している。ただし、刑務所内での労働は法律で認められている。強制労働を通じて第三者から自由を剥奪する行為は、法の規定により、禁固 10 年及び当該罪による利益の没収に処される。政府はこの法律を事実上執行しなかった又は、成人の強制労働について全く有罪判決を得られなかった。刑罰は違反を抑止するだけの十分なものではなかった。

複数の報告が指摘したところによれば、成人の強制労働は、農業部門で最もよく見られた。子どもの強制労働も発生しており、報告された人身売買被害者の大半は子供であった(第 7 節 c を参照)。

出稼ぎ労働者が強制労働被害者に占める割合は少なかった。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/で、米務省の人身売買報告書も参照。

c. 児童労働の禁止及び最低雇用年齢

フォーマル部門における児童労働は法律で禁じられており、法の規定により禁固刑及びそれによって生じる利益の没収に処される。労働法にはインフォーマルセクターの子どもを保護する条項はない。雇用の最低年齢は 16 歳である。12 歳で家事労働及び農業等の部門で軽作業の見習いとして労働すること及び、14 歳で上記以外の軽作業の見習いとして労働することは、適用除外条項で認められているが、この条項では、児童労働に関する国際基準で定義されている、軽作業に対する週労働時間及び、軽作業に従事することが可能な条件については規定されていない。18 歳未満の労働者及び見習いの連続 10 時間を超える労働、夜間

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

労働又は、日曜日の労働は、労働法で禁止されている。

労働省は、女性及び 18 歳未満の若年者の雇用が容認されない危険な職業又は活動のリストを保持したが、実施されたのはフォーマルセクターの大企業だけであった。労働法には、農業を含め、児童労働と関連がある全ての部門における危険な職業及び活動を禁止する条項はない。刑法では、未成年者が関与する場合は強制労働に対する刑罰が重くなるが、刑罰は国際基準を満たしておらず且つ、児童労働違反を抑止するほど十分に執行されていなかった。児童法は、法律が条約上の義務を尊重することを定めており、司法制度により法律とみなされることになっているが、法律の施行が政府によって可決されなかったことにより、この法律の有効性は依然として曖昧であった。

労働省は児童労働に関する法律の執行を担当しており、抜き打ち検査を行った。当局が訴追した事案はなかった。また検査も適切ではなかった。治安省に所属する OPROGEM は、児童売買及び児童労働違反の調査を担当する。警察は逮捕後、全ての情報を司法省に移管する。2012 年に、治安省は、児童売買及び児童労働に特に重点を置いた新しい部署を設置した。この部署は 30 人体制で、2012 年に 5 件、2013 年に 1 件、2014 年上半期に 4 件の訴訟を提起した。2014 年に、裁判所は、セネガルに未成年者 22 人を密売したとして、3 人の人身売買業者に禁固 4 カ月を言い渡した。

男児は、自給農業、小規模な商店、強制的物乞い、露店商、靴磨き及び採掘のインフォーマルセクターで働くことが多かった。多くは近隣諸国からの出稼ぎ労働者である女兒は、人数は男児より少なく、強制家事労働の対象になった。児童の強制労働は、主に、カシューナッツ、ココア、コーヒー、金及びダイヤモンドの経済部門で発生した。5 歳から 16 歳の多数の子供が、最低限の報酬とわずかな食糧のためにダイヤモンド及び金の採掘場で一日に 10 時間から 15 時間も働いていた。児童労働者の作業は、鉱物の採取、運搬及び洗浄であった。子どもは極限の状態で働いており、十分な安全装備を与えられず、水道や電気を利用できない状態に置かれ且つ、常に病気の脅威に晒されていた。キンディア州では、現地の児童保護委員会によって、運搬人、鉱夫又は家事労働者として働く子供 430 人及び、150 人を超えるホームレスの子どもの身元が確認された。子供の多くは学校に通っておらず、両親に連絡することができなかった。

国際労働機関(ILO)と協力して実施された 2011 年の政府調査によれば、5 歳から 17 歳までの就労者は子供全体の 43%で、年齢別で見ると、5 歳から 11 歳の子供は 33%、12 歳から 15 歳は 56%、16 歳から 17 歳は 61%であった。児童労働者のうちの 93%は、ILO が危険な条件と定義する職場で雇用されていた。つまり、ギニアの子ども全体の 40.1%が危険な条件下で働いていることがわかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

多くの親は、子供が学校に通う期間、血縁者又はコーラン教師に預けて生活させた。受け入れ先の家族は、そうした子供に家事労働又は農作業を行うこと又は、街頭での水売りや靴磨きを義務付けた。物乞いを強制された子供もいた。

営利目的の子どもの性的搾取も発生した(第 6 節を参照)。

<http://www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/>で、米国労働省の最悪の形態の児童労働に関する調査結果(Findings on the Worst Forms of Child Labor)も参照。

d. 雇用及び職業に関する差別

労働法には、人種、皮膚の色、国籍又は市民権、社会的出自又はジェンダーアイデンティティ、年齢、言語又は HIV 感染又はその他の伝染病に基づく差別を扱う条項はない。政府は、この法律を事実上、施行しなかった。刑罰は違反を抑止するだけの十分なものではなかった。

雇用差別は実際に発生した。労働法は同一の労働に対する同一の賃金を義務付けているが、女性は同様の仕事に対して男性より低い賃金を受け取っていた (第 6 節を参照)。フォーマルセクターで働ける障害者はほとんどいなかったが、小規模の同族会社で働く障害者も若干いた。多くは街頭で物乞いをして生き延びていた。

e. 容認可能な労働条件

労働法は、政府が月額最低賃金を設定することを認めており、その実施を労働省に義務付けている。政府は 2013 年にこの規定を初めて実施し、家事労働者の最低賃金を月額 440,000GNF(48 米ドル)に設定した。その他の部門には最低賃金は設定されなかった。政府が定めた正式な貧困所得水準はわからなかったが、世界銀行は、貧困水準を一人一日当たり 1.90 米ドルに設定している。これは、最低賃金をはるかに上回る。

労働法では、常勤労働時間は 1 日 10 時間又は 1 週間 48 時間を超えてはならないことを義務付けており、毎週、通常は日曜日に少なくとも連続 24 時間の休憩を義務付けている。全ての給与所得者は、年次有給休暇の法的権利があり、毎月少なくとも 2 労働日の割合で累積される。時間外賃金及び夜間労働賃金の規定もあり、通常賃金の一定の割り増しになっている。強制的時間外労働は、法により年間で最大 100 時間と規定される。

法には、労働安全衛生に関する一般的な規定が記載されるが、政府は実用的な職場衛生安全

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

基準を確立していなかった。政府は、特定の職種又は特定の作業方法に対し、労働法で求められている適切な安全要件を明確にする命令も交付しなかった。外国人及び出稼ぎ労働者を含む全ての労働者は、処罰を被らずに危険な条件下での就労を拒否する権利がある。

労働省は労働基準の実施責任を負っており、労働検査官は労働者の健康に有害とみなされる状況での就労を直ちに中止する権限を与えられている。検査及び法の実施努力は、違反を抑止するには不十分であった。ILOによると、検査官は十分な訓練を受けておらず、資源も限られていた。退職した検察官の欠員は補充されていなかった。査察官は、職務を遂行するためのコンピュータ及び交通手段を十分に与えられなかった。労働法違反に対する罰則は、違反を抑止するだけの十分なものではなかった。

当局が労働慣行を監視する又は、週労働時間基準又は時間外労働規則を実施することは稀にしかなかった。教員の賃金は非常に低く、教師は賃金不払いの状態が6ヵ月以上も続くことがあった。未払い給与が支払われず、赤貧の生活を送る者もいた。インフォーマルセクターは労働者全体のおよそ60%から70%を包含すると推計された。労働法はインフォーマルセクターに適用されるが、執行されることはまずなかった。

賃金、時間外労働及び労働安全衛生に関する基準違反は、部門全体にわたって日常的に発生した。例えば、ギニア北部の人力(小規模)金採掘地域の危険な労働条件について複数の報告があり、検査官の調査結果で労働衛生及び環境的に有害であることが確認された。

危険な状況下での労働に対する法的保護があるにもかかわらず、労働者の多くは報復を恐れ、危険な状況下での仕事を拒否する権利を行使しなかった。労働死亡者及び労災に関するデータは公表されていなかったが、危険な労働条件下での事故は日常茶飯事であった。政府は土砂崩れによる死亡を防ぐため、雨季を通じて、熱帯雨林での金及びその他の鉱物の採掘を禁止した。しかし、実際にはマリとの国境付近では継続され、事故の再発が続く結果になった。